

大分県の中小企業と組合のための情報誌

COMPASS

VOL.395

2021年

1月号

謹賀新年

特集

第60回中小企業団体九州大会

- 年頭所感
- がんばる組合探訪記……p4
協同組合国東市さ吉くんカード会
- 特集……p6
第60回 中小企業団体九州大会
第72回 中小企業団体全国大会 開催
- ニュースフラッシュ……p9
- 点と線……p12
おおいたビジネスプラットフォーム事業協同組合 理事長
社会保険労務士 工藤 和義 氏
- 情報連絡員レポート……p13

大分県中小企業団体中央会

〒870-0026 大分市金池町3丁目1番64号(大分県中小企業会館4階)

TEL.097-536-6331 FAX.097-537-2644

URL: <http://www.chuokai-oita.or.jp>

年 頭 所 感



大分県中小企業団体中央会
会 長 戸高 有基

会員の皆様、新年明けましておめでとうございます。令和3年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年6月に、本会会長に就任した後、初めて迎える新年であり、大変身の引き締まる思いであります。

皆様には旧年中は、本会の事業運営に格別のご支援、ご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、昨年を振り返れば、世界で猛威を振るう新型コロナウイルスが、三度の波を中心に国内で感染が拡大し、その脅威にさらされた1年でした。

「4-6月期GDP」の落ち込み幅が年率換算28.1%減と過去最大であったことに象徴されるよう、まさに国難ともいえる未曾有の社会経済の危機をもたらしました。

本会では、1月末に「経営相談窓口」を開設して以来、国等が打ち出した資金繰りや雇用維持などの各種支援策の周知や活用について、会員組合や個々の企業に対する情報発信やきめ細かな相談指導に努めてきました。

併せて、国や県、市町村に対し、苦境にある中小

企業・小規模事業者や組合に対する支援の充実について要望を重ねてきました。特に国へは、九州中小企業団体中央会連合会の会長として、残念ながら九州大会の本県での開催はかないませんでした。大会決議を書面議決で取りまとめ、中小企業庁長官等に直接お会いし、私から新型コロナウイルス対策の充実や大規模な経済対策の実施等についてお願いしたところであります。

現状の経済は、国の需要喚起の「Go To キャンペーン」など大型補正予算による対策が奏功し、改善の兆しも窺えるが、業種によって回復にバラツキがあり、感染の拡大と合わせ、引き続き予断を許さない状況にあります。

本年は、昨年から1年延期となった東京オリンピック・パラリンピックが開催予定です。これを機にコロナ禍を乗り越え、日本経済が再び成長軌道の道を歩むよう、国を挙げ取り組むことが極めて重要であると考えています。

本会といたしましても、この困難な時こそ、「『自助・公助・共助』の精神の下、常に組合と共に歩む中央会を目指す」を肝に銘じ、中小企業の連携組織の専門支援機関として、会員の皆様方の支援を行ってまいり所存であります。積極的なご活用をお願いします。

結びになりますが、会員の皆様方のご発展とご健勝を祈念申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。



大分県知事
広瀬 勝貞

明けましておめでとうございます。

大分県中小企業団体中央会及び会員の皆様方には、日ごろから本県商工観光労働行政の推進をはじめ、県政全般にわたり格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の世界的流行は、国民生活や社会経済活動に深刻な影響を与え、人々の価値観にも大きな変容をもたらしています。本県では、感染症対策を徹底するとともに社会経済の活性化を図るため、民間企業と行政等関係者が一丸となって本県の未来を共に創り上げていく取組を進めています。

また、令和2年7月豪雨では、河川の氾濫や土砂崩れなど、県内の広域にわたり甚大な被害に見舞われましたが、復旧・復興に向けて、国や市町村とも連携しながらスピード感を持って着実に取り組んで

いるところです。

そのような中、AIやドローンなど国内外においてめざましく発展する先端技術の動きを的確に捉え、地域課題の解決や新産業の育成に活用していくことは大変重要です。加えて、アジア初の水平型宇宙港となる大分空港を拠点としたプロジェクトなど新しい活力の源を見い出したり、進展著しいデジタル化を民間だけでなく行政のあらゆる分野で迅速に進めていくことも必要です。

このような時代認識の下、「安心・活力・発展」の大分県づくりを基軸として、今や世界的標準となりつつあるSDGsの理念も踏まえ、大分県版地方創生を力強く進めてまいります。

この厳しい時代を乗り越え、社会経済活動をV字回復させるには、中小企業が業界や地域の垣根を越えて一致団結する中小企業組合の力は不可欠であり、「新しい生活様式」を踏まえた発想や果敢にチャレンジしていく姿勢が大事です。一緒に力を尽くして、前進していきましょう。

結びに、大分県中小企業団体中央会の今後益々のご発展と会員の皆様方のご健勝、ご活躍を祈念申し上げ、年頭の挨拶といたします。



九州経済産業局長
米田 健三

昨年7月の豪雨により被災された方々に心からお見舞い申し上げます。被災地域の一刻も早い復興に向け、関係機関と連携して全力で取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症がもたらした「新たな日常」は、デジタル化への意識の高まり、地方の価値の再認識など、私たちに様々な気づきと機会を与えました。社会の在り方そのものが抜本的に見直さ

れようとする今、変革の時機を逃してはなりません。

九州経済産業局では、企業のデジタル技術の活用による生産性向上や付加価値向上を支援いたします。若者や女性、シニア人材等と企業とのマッチング・定着促進により、経営課題に即した人材の確保を支援いたします。また、事業承継税制の活用や関係機関と連携したマッチング支援等により、円滑な事業承継を促進いたします。さらには、海外展開支援や、BCP策定支援等を通じた中小企業の事業継続力の強化、エネルギーの安定供給確保に万全を期すなど、九州経済の持続可能な成長の実現に向けて、職員一丸となって取り組んでまいります。



全国中小企業団体中央会
会長 森 洋

明けましておめでとうございます。令和3年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年を振り返りますと、全世界を通じて新型コロナウイルス感染症という未知のウイルスの発生に苦悩する1年となりました。加えて、豪雨災害の発生、人材不足、事業承継問題、働き方改革への対応等も相俟って、中小・小規模事業者は、事業存続の危機的状態に直面しました。また、昨年9月に「自助・共助・公助、そして絆」を政策理念に掲げる菅新政権が誕生しました。菅政権の下、新型コロナウイルスの収束に向けて、効果的な感染拡大防止対策と経済の回復を両立させる政策を実行していただき、足腰の強い中小・小規模事業者の実現に向けた政策推進が期待される一方、DXをはじめとする改革実行により、中小・小規模事業者自身の経営変革が迫られています。

このような状況の中、中小・小規模事業者は、デジタル化による生産性向上が急務であり、個々の自助努力に加えて、中小企業組合等による企業間の連携強化、共同化・協業化、経営資源の集約化を通じて取組みが重要になっています。

昨年10月22日に茨城県のザ・ヒロサワ・シティ会館にて開催した第72回中小企業団体全国大会では、全国各地から中小企業団体の関係者380名に加え、オ

ンライン配信での多数の参加を得て、新型コロナウイルス感染症及び多発する自然災害からの復興支援を図るとともに、ものづくり支援、取引力の強化や経営基盤の強化支援等の拡充等を決議し、政府・与党、関係機関等に要望をいたしました。

全国中小企業団体中央会は、都道府県中央会とともに「つながる ひろげる 連携の架け橋」のスローガンの下、組合が持っている企業同士の「連携力」を大いに発揮し、サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携を構築すべく活動してまいります。

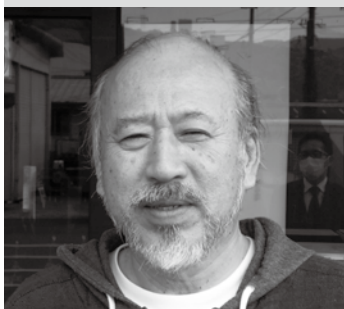
新型コロナウイルス感染拡大防止と経済活動の両立、とりわけ、需要の縮小とそれに伴う倒産と廃業の増加を克服すべく、新分野進出、業態転換、事業転換、事業承継、デジタル化など様々な課題に果敢に挑戦する中小・小規模事業者を全力で応援してまいります。

また、本年は、東日本大震災から10年が経過する節目の年であります。我が国が一丸となって新型コロナウイルス感染症を克服し、東京オリンピック・パラリンピックの開催を通じて、世界に、災害からの復興と日本の中小・小規模事業者の魅力を発信する絶好の機会となることを願っております。

結びに、本年が中小企業組合と中小・小規模事業者の皆様にとりまして、安心して事業活動を行う環境が整い、新たな成長への道筋をつける1年となりますことを心よりご祈念申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

令和3年元旦

協同組合国東市さ吉くんカード会 国東市内のポイント事業の統一を図り10月に設立



堀田 一則 理事長

組合概要

〔理 事 長〕	堀田 一則
〔設 立〕	令和2年10月2日
〔組合員数〕	40人
〔出 資 金〕	400,000円
〔主な事業内容〕	ポイントカードの発行及びこれに関連する事業、前払式支払手段（プリペイドカード）の発行
〔住 所〕	国東市国見町伊美2225番地1
〔T E L〕	0978-73-6336

■設立の経緯

消費税率の引き上げ、軽減税率制度の導入にともない、キャッシュレス・ポイント還元事業が実施されたことから小売業界をはじめ多くの業種のキャッシュレス化及びポイントサービスに拍車がかかりました。都市部・地方に関係なく、時代の潮流に乗らなければ顧客は減少して、閉店へと追い込まれる危機感が背景にあると思われます。

国東市においても、平成18年の合併前旧4町（国東町、国見町、武蔵町、安岐町）においてポイントカード事業を実施する組合や団体があり、5年ほど前から4団体合同のイベントやサービスを行うことを目的に「くにさきカード会」を立ち上げました。しかしながら各地域の組合や団体において、経営者の高齢化や後継者不足といった問題を抱え、会員数は減少傾向にありました。

そこで、キャッシュレスに対応して、国東市内のどこでも貯めることができ使えるポイントサービスの導入を検討してきました。既に導入している神奈川県川崎市のモトスミ・ブレーメン通り商店街振興組合、愛知県田原市の田原カード事業協同組合、渥美カード事業協同組合に視察に赴き、非接触ICカード方式ポイントサービスの利便性を確認しました。そして、国東市でのポイントカード事業統一による消費者の利便性向上、事業者の事務効率化とイベント等の共同開催を目的として協同組合国東市さ吉くんカード会を設立するに至りました。



■組合の特徴

当組合は、国東市内の小売業、飲食業、サービス業等の40事業者で令和2年10月に設立しました。地元のスーパーや小売店、ガソリンスタンド、理髪店・美容室、書店、飲食店、自動車整備工場など、地域に密着した地元のお店が組合員となり、お客様がお店でお買い物や飲食等を利用した際にお支払い100円ごとに1ポイント（店舗により200円利用ごとに1ポイントの場合あり）が付与されるようになっていきます。

また、当組合が発行するポイントカード「さ吉くんカード」は電子マネーの機能に対応しており、ポイントカードに現金をチャージして使うことが可能で、チャージによりプレミアムポイントも付与されるようになっています。電子マネー機能が付いたポイントカードを発行する組合は全国的に少なく、組合並びにカード名称となっている「さ吉くん」は、国東市PRマスケットキャラクターであり、国東市の多くの皆様に親しまれ、またご利用いただきたいの思いがこもっています。

■今後の活動について

現在さ吉くんカードが利用できるお店は国東市内40店舗程度ですが、今後80～100店舗を目標に利用可能店舗を増やしていきたいと思っています。キャッシュレス・ポイント還元事業によりキャッシュレス決済がお客様に浸透

したことで、コロナ禍においてキャッシュレス決済が接触を最小限に抑える感染予防対策にもなることから、多くのお客様にポイントカードを利用いただけたらと思います。組合でも、ポイントアップキャンペーンや貯まったポイントと商品の交換、誕生日にカード利用することによるポイントの付与などお客様に喜んでいただける仕掛けを検討しています。

また、ポイントカードの普及、利用促進により、国東市のお客様に、地元のお店でお買い物や飲食等をしていただく事で、地元経済の活性化につながることを何よりであると考えています。



第60回中小企業団体

「新たな時代への挑戦」～連携組織で未来を拓く～

「60回中小企業団体九州大会」については、昨年9月の本県大分市での開催に向けて、会員や関係機関等の皆様のご支援もいただきながら、鋭意準備を進めてきましたが、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、やむなく書面による開催に替えたところであります。大会宣言や大会決議、九中連会長表彰者、次期開催県（佐賀県）等について、九州・沖縄各県の中央会による協議を経て、書面で議決・承認されました。

大会宣言・本県の表彰者は下記のとおりです。大会決議は次のページに掲載しています。

大会宣言

わが国経済は今、新型コロナウイルス感染症の感染拡大とその影響の長期化により様々な機会損失が続き、まさに国難ともいふべき状況にあり、国の礎である中小企業・小規模事業者は、これまで経験したことのない未曾有の経営危機に直面している。

このような厳しい現況下にあっても、地域経済を支える中小企業・小規模事業者は、なんとか事業の継続と雇用維持が両立できるよう懸命な努力をしているところである。

しかし、中小企業・小規模事業者の経営体力は、既に大きく疲弊しており、さらなる影響の長期化は、必死に耐えている中小企業・小規模事業者の倒産・廃業を一気に広め、地域社会をも崩壊させてしまう危険性を秘めている。

この様な中、九州各県に甚大な被害をもたらした「令和二年七月豪雨」は、さらに追い打ちをかけ、事態を一層深刻化させている。

中小企業・小規模事業者には、これまでも深刻化する人手不足、働き方改革への対応、事業承継といった様々な経営課題が山積しているが、これに新型コロナウイルス感染症や豪雨の影響が加わり、まさに三重苦、四重苦といった状況にあり、もはや一刻の猶予もない。

本大会は、新型コロナウイルス感染症の影響により、六十回の歴史の中で初めて、書面による大会とし、「新たな時代への挑戦～連携組織で未来を拓く～」をメインテーマに、中小企業・小規模事業者が直面する課題解決のために必要な諸施策について決議を行った。

国には、このような深刻な状況にある、中小企業・小規模事業者の事業活動を守り、将来に向けての展望がひらけるよう、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を徹底し、早期収束に向け全力で取り組むとともに、前例にとられない大規模な地域経済復興策を推進すること、被災地の復旧・復興を加速させることなど、本大会が決議した事項を早期に実現するよう強く要望するものである。

我々、中小企業・小規模事業者もまた、中小企業組合等の連携組織を中心に一層の団結を深め、組織の力で経営課題の解決に努めることを再確認するとともに、地域経済を牽引し明るい未来を切り拓く役割を担うことをここに誓うものである。

右、宣言する。

令和二年九月十日

第六十回 中小企業団体九州大会

九州中小企業団体中央会連合会会長表彰

大会では優良組合22組合、組合功労者23名、優良組合青年部4団体、中央会優良事務局専従者9名が表彰されました。そのうち本県の受賞者は下記のとおりです。皆様の今後ますますのご活躍を祈念申し上げます。



〔優良組合〕
別府料飲協同組合
理事長 赤嶺 リサ



〔優良組合〕
大分県電器商業組合
理事長 井上 優



〔優良組合〕
大分県書店商業組合
理事長 二階堂衛司



〔組合功労者〕
大分県畳工業組合
理事長 田嶋 博志



〔組合功労者〕
大分県葬祭業協同組合
理事長 垣賀 裕司

九州大会

第60回中小企業団体九州大会決議の要望を行いました

第60回中小企業団体九州大会で承認された、「新型コロナウイルス感染症対策」他7件をはじめ計43件の要望事項を取りまとめた決議書を持って、10月15日に中小企業庁に対し要望を行いました。

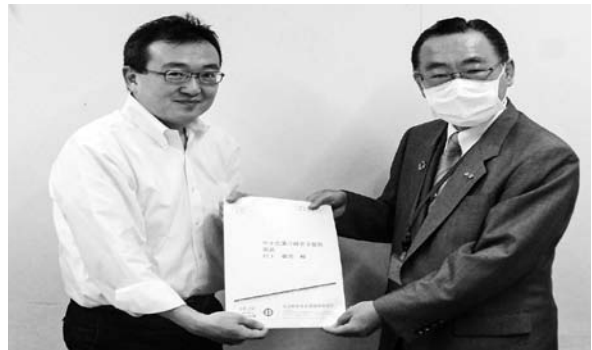
戸高会長から九州大会や決議の概要を説明し、要望書を前田中小企業庁長官に直接手渡し、要望実現に向けての協力を要請しました。

また、大分県選出の自民党国会議員に対しても、直接お会いし、要望実現に向けての協力を要請しました。

その他関係中央省庁・各大臣・与党各党党首・幹事長等への要望は郵送にて行いました。



戸高会長と前田中小企業庁長官



戸高会長と中小企業庁村上経営支援部長

1. 参加者

九州中小企業団体中央会連合会・大分県中小企業団体中央会 戸高有基会長 他2名

2. 要望事項（大会決議）

新型コロナウイルス感染症対策

1. 新型コロナウイルス感染症の早期収束体制の確立
2. 感染症対策としての緊急経済対策と復興支援策の拡充
 - (1) 持続化給付金の拡充
 - (2) 地方創生臨時交付金の大幅な拡充
 - (3) 雇用調整助成金の受給手続きの簡素化・迅速化
 - (4) 中小企業救済措置としての資本性劣後ローンの積極的活用
3. 感染症対策としての中小企業への税制面の配慮
4. 感染症終息後を見据えた大規模な需要喚起支援
5. 感染症拡大により危機に立たされた商店街向け施策の充実化
6. 「新しい生活様式」に対応するための予算措置
7. 中小企業が新規卒者等を採用するための支援策の創設

総合・組織

1. 総合経済対策に基づく中小企業支援の強力な推進
2. 組合等連携組織対策の拡充・強化
3. 中小企業連携組織を支援する中央会予算の拡充・強化
4. 各種中小企業支援策の活用環境整備
5. 環境資源問題への適切な対応と支援強化
6. 中小企業並びに官公需適格組合への官公需発注の増大実現

7. 不正取引の根絶並びに下請取引の適正な運用
8. エネルギーコスト低減に向けた取り組み
9. 九州地域の中小企業の海外展開支援拡充
10. ものづくり補助金の予算の拡充強化・恒久化と地域事務局の機能強化

地域振興

1. 公共工事の重点配分と地元中小企業への優先発注並びにその支援
2. 高速交通網整備の早期着実な推進
3. 高度産業技術の多様な展開の支援強化
4. アジア圏観光客誘致拡大並びにクルーズ船観光客増加のための環境整備

商業振興

1. まちづくり・にぎわいづくり推進のための支援強化
2. 中心市街地の再生及び商店街・共同店舗等商業集積の整備への一層の支援強化及び災害対策の充実
3. インバウンド需要回復に向けた商店街事業への支援強化

金融

1. 政府系中小企業金融機関における政策機能の維持・強化
2. 信用組合等民間金融機関の地域金融機能の堅持
3. 信用補完制度の充実・強化
4. 中小企業に対する資金繰り支援のさらなる強化

雇用・人材育成

1. 働き方改革に取り組む中小企業への配慮
2. 雇用維持の拡充と雇用機会の確保
3. 労働力確保・人材育成への対策
4. ワーク・ライフ・バランスの推進
5. 地域の実情に合った最低賃金制への改定
6. 次代を担う青年経営者・後継者の育成支援

税制

1. 消費税率引き上げ後の対策とインボイス制度への慎重な対応
2. 外形標準課税の中小企業への適用拡大及び租税特別措置の利用制限等を行わないこと
3. 中小企業組合関係税制の拡充・強化
4. 産業廃棄物税の減免措置
5. 強力な実効性のある消費税転嫁対策の実現
6. エネルギー関係税制の負担軽減
7. 事業承継支援策の拡充と第三者事業承継税制の創設

震災・災害対策

1. 自然災害からの復旧・復興支援策の継続・拡充
 - (1) 令和2年7月豪雨被害への早急な支援
 - (2) 熊本地震・九州北部豪雨等の復旧・復興支援策の更なる推進
2. 防災・減災対策に取り組む中小企業・小規模事業者に対する支援策の充実・強化

第72回 中小企業団体全国大会 開催

「つなげる ひろげる 連携の架け橋～スクラム強く 団結前進～」



「第72回中小企業団体全国大会」が10月22日、「ザ・ヒロサワ・シティ会館」（水戸市）において、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から大会規模を縮小して、全国から中小企業団体の代表380名が参加し、梶山弘志・経済産業大臣等のご臨席の下、開催されました。

例年ならツアーを企画して会員の皆様に参加してもらったところ、感染拡大防止のため県外参加者については人数制限が設けられたこともあり、本県からは、戸高会長をはじめ事務局3名の計4名の参加となりました。

本大会は、中小企業者自らが組織する全国約3万組合等が有する差し迫った意見を総意としてとりまとめ、これを内外に広く表明するとともに、中小企業者の持続的発展のための組織である組合等をはじめとする連携組織の発展に向けた不断の努力を決意することにより中小企業の振興施策の強化、安定した中小企業の成長と豊かな地域社会の実現を図ることを目的とするものです。

本大会では、阿部真也・茨城県中小企業団体中央会会長が議長に選任されて議事が進行し、中小企業・小規模事業者等の生産性向上・経営強靱化支援等の拡充、中小企業・小規模事業者の実態を踏まえた労働・雇用・社会保険料対策の推進、中小企業・小規模事業者の積極的な事業活動を支える環境整備など、地域を支える中小企業の持続的な発展を実現するため、中小企業対策の拡充に関する21項目を決議しました。

また、稲山幹夫・福井県中小企業団体中央会会長が「デジタル化など生産性向上への取組み」と題して意見発表を行い、本大会の意義を内外に表明するため、山本主税・茨城県中小企業青年中央会会長が『大会宣言』を高らかに宣言し、満場の拍手の下、採択されました。

また、本大会では、優良組合（32組合）、組合功労者（74名）、中央会優秀専従者（20名）の表彰が執り行われ、本県からは、組合功労者として森口孝行（理事長・大分県水処理事業協同組合）、岩見圭祐（理事長・別府市医薬品小売協同組合）が表彰されました。

次期全国大会については、令和3年11月25日（木）に、神奈川県において開催されることが発表され、大会旗が全国中小企業団体中央会森会長から坂倉徹・神奈川県中小企業団体中央会副会長へ継承され、坂倉副会長が次期開催地会長挨拶を行い、閉会となりました。



組合功労者

大分県水処理事業協同組合
理事長 森口孝行



組合功労者

別府市医薬品小売協同組合
理事長 岩見圭祐



次期開催県へ大会旗の承継

■高山泰四郎顧問が中小企業団体功労賞を受彰

高山泰四郎氏（前会長・現顧問）が、長年にわたり中小企業の振興に尽力した功績により、全国中小企業団体中央会より、中小企業団体功労賞を受彰しました。受賞伝達式を10月27日、本会会長室で行い、高山顧問に対し、戸高会長から表彰状が授与され、また商工組合中央金庫からの記念品が同金庫の的場大分支店長から贈呈されました。栄えある受賞おめでとうございます。



左より商工組合中央金庫大分支店 的場支店長、高山顧問、戸高会長

■池邊正廣常任理事が大分県功労者表彰を受賞



池邊正廣常任理事

池邊正廣氏（本会常任理事・企業組合大分電気サービス会長理事）が、大分県功労者表彰を受賞しました。

栄えある受賞おめでとうございます。

■大分県中央会女性部会の総会・研修会開催

令和2年10月9日、当会女性部会の総会並びに研修会が開催されました。例年8月に開催していましたが、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により遅れての開催となりました。総会は全案可決決定し、研修会では講師に大分県美容業生活衛生同業組合 理

事長 野田皆子氏をお迎えし、先行き不安な世の中を払拭する素晴らしい講話をいただきました。

当会女性部会は女性特有の感性や英知を結集することにより、女性が活躍できる環境の整備を促進するとともに中小企業団体の振興発展に寄与することを目的として活動しております。ご興味ございましたら、事務局までお問い合わせください。

お問い合わせ先

大分県中小企業団体中央会

女性部会事務局組織支援2課 阿南

TEL：097-536-6331



■九州中小企業団体青年中央会連合会各県会長会議開催



令和2年9月10日（木）、大分センチュリーホテルにおいて、九州中小企業団体青年中央会連合会第1回各県会長会議が開催されました。

本会議の議長には、九州ブロック中小企業青年中央会 伊藤大輔会長（大分県中小企業団体中央会青年部会 会長）が選出され議事進行を行い、すべての議案が議決されました。

会議終了後、新型コロナウイルス感染症の対策を行ったうえで懇親会を開催し、各県の

事業実施状況について有意義な情報交換ができました。次回の第2回各県会長会議の開催は宮崎県に決定しました。

■九州中小企業組合士協会連合会通常総会を 書面議決にて開催

令和2年8月28日、九州中小企業組合士協会連合会の第31回通常総会が開催されました。九州中小企業組合士協会連合会は、九州各県での組合士制度の普及促進、組合士の情報交換・連携強化を目的として設立された組織です。本年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から書面議決書を用いて開催しました。令和元年度事業報告及び収支決算承認の件を含めた全7議案に、各県中小企業組合士協会の賛成を頂き、可決決定いたしました。本年度、事務局である大分県での講習会や視察研修が中止となったことから、九州各県の同意を頂き、来年度も大分県にて開催することに決定しました。

■中小企業後継者創出・育成支援事業の企業説明会を開催しました

本会は、令和2年11月12日に大分センチュリーホテルにおいて感染症対策を講じた上で企業説明会を開催しました。県内の協同組合並びに中小企業9社が集まり、日本文理大学や立命館アジア太平洋大学の学生19名に対して、各組合・会社の代表者等から、会社概要や仕事内容などについて説明を行いました。

本事業は、県内中小企業への就職機会の拡大や、人材のミスマッチの改善を図ることを目的として開催しています。参加した学生からは、多様な業種・業界について理解を深め



企業説明会の様子
大分市管工事協同組合・協業組合大分管工事センター



参加した学生の様子

ることが出来たとの意見があがっており、盛会裏に終了しました。

■大分県の最低賃金について

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

最低賃金には、各都道府県に1つずつ定められた「地域別最低賃金」と、特定の産業に従事する労働者を対象に定められた「特定（産業別）最低賃金」の2種類があります。

「特定（産業別）最低賃金」は「地域別最低賃金」よりも高い金額水準で定められています。

大分県の地域別最低賃金は、令和2年10月1日より、792円となっています。

※地域別と特定（産業別）の両方の最低賃金が同時に適用される労働者には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

地域別最低賃金 792円 令和2年10月1日

特定（産業別）最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金 1時間	効力発生日
鉄鋼業	951円	令和2年12月25日
非鉄金属製造業	911円	令和2年12月25日
電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機 械器具、情報通信 機械器具製造業	835円	令和2年12月25日
自動車・同付属製 造業、船舶製造・ 修理業、船用機関 製造業	878円	令和2年12月25日
自動車（新車）製 造業	848円	令和2年12月25日
各種商品小売業	改正がありませんでしたので、令和2年10月1日から、大分県最低賃金792円が適用されます。	

■大分県商店街振興組合連合会の主催する 豊の国商人塾『第34期』が開講しまし た！

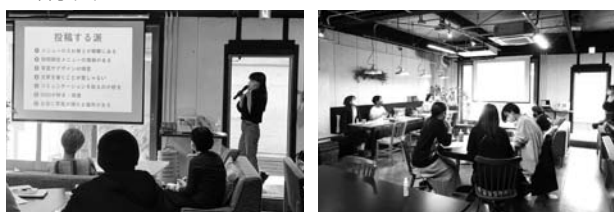
第34期となる今期は、30名の募集に対し33名が入塾。10月9・10日に入塾式及び

第1回目ゼミナールを開催しました。「グローバル化と地域の豊かな暮らし」を年間テーマに、全6回のゼミを予定しています。



■大分県商店街振興組合連合会青年部・女性部活性化事業でインスタグラム研修会開催！

開設1年半で10,000人までフォロワーを増やした@foodies oita 竹内梓氏を講師に迎え、インスタグラムが集客に繋がるよう「濃いフォロワーに囲まれる“使えるインスタの作り方”」をテーマに令和2年10月27日に物販業、29日に飲食業の2回に分けてご講演いただきました。



■諸制度改正専門家派遣事業のご案内

当会では消費税のインボイス導入、働き方改革、新型コロナウイルス感染症に絡む経営改善や資金調達、また改正民法や事業承継など、新たな制度への対応等に取り組む中小企業組合・団体及び組合員を対象に専門家を無料（謝金・旅費負担なし）で派遣します。専門家派遣についてご希望の組合・組合員の方は担当 指導員にご相談ください。

お問い合わせ先
大分県中小企業団体中央会
組織支援1課 若杉 TEL：097-536-6331

■個別専門指導事業のご案内

本会では、個々の組合が抱える法律、税務等に関する問題について、専門家（弁護士、

公認会計士、税理士、中小企業診断士等）の指導を必要とするものに対し「個別専門指導事業」を実施しております。対象は県内の中小企業組合で組合運営等に関わる問題の解決に積極的な組合です。経営の合理化や経営体質の改善を図りたいとき、また法律や税務に関する問題の解決を図りたいときにご活用ください。ご相談、お申し込みは随時行っています。費用：経費の1/3（8,000円程度）が必要になります。本事業の詳細につきましては、本会までお問い合わせください。

お問い合わせ先
大分県中小企業団体中央会
組織支援1課 阿南 TEL：097-536-6331

■当会職員がごみ拾い活動をしました

大分県中小企業団体中央会では、「環境保全・環境美化等活動」への取り組みとして、毎年、職員による大分県中小企業会館周辺のごみ拾いを行っています。本年度も令和2年11月12日の朝と昼の2回に分けて実施しました。



近隣の方々が気持ちよく過ごせるようにと、職員一同意気込んで活動を行いました。

■本誌で紹介する組合を募集します

本誌に登場していただける組合を募集しています。組合の活躍状況や業務PRなど、他組合の参考事例とさせていただきます。組合の情報発信、組合員間相互の連携に向けた一助として、ぜひご協力ください。



点と線

コロナ禍における休業の考え方

おおいたビジネスプラットフォーム
事業協同組合 理事長
社会保険労務士 工藤 和義 氏



コロナ感染の終息がなかなか見えない状態の中で、さらにインフルエンザなどの別の感染症なども重なってくると労働者の勤務などについてもいろいろな問題が出てくると思います。

今回は、会社都合によって休ませる場合と労働者の判断によって休むという場合などについてどのように対応するのが良いかということを考えてみたいと思います。

【休業手当とは】

労働基準法第26条で、「（使用者の責に帰すべき事由による休業）の場合には、「平均賃金の60%以上」を支払わなければならない」とされています。

この場合で問題となるのは、「使用者の責に帰すべき事由」とならないのはどのようなものをいうのかということです。

該当する例としては、「天災事変等の不可抗力による休業」「争議行為として正当性のあるロックアウト」「労働安全衛生法の規定による健康診断に基づく休業または時間短縮」などとされています。

【休業手当が必要な場合・不要な場合】

1) コロナに感染した場合、濃厚接触者として保健所等からの隔離指示があった場合

コロナに感染した場合は、本人の傷病としての扱いとなるため、会社指示の休業とはならず、「欠勤」の扱いとなります。そのため、本人の希望により有給休暇の取得も可能であるといえます。また、保健所等からの隔離指示については、指定感染症であるため会社指示の休業ではなく、本人の傷病と同様に扱われることとなります。

2) 緊急事態宣言発令によつての休業（要請）により休業した場合

緊急事態宣言に基づく休業要請に応じた休業であっても、会社指示によつての休業となるため、休業手当の支払いは必要となります。ただし、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める知事権限による就業制限が発令された場合には、休業手当の支払いは必要ないとされています。

3) 濃厚接触者ではあるが隔離指示がない場合、接触はあったが濃厚接触者とはされていない場合、感染拡大地域へ出張や旅行等で出かけた場合

リスクを考えて休業させる場合については、会社指示によつての休業であるため休業手当の支払いが必要となります。旅行は個人が勝手に行ったとしても罹患していない以上は会社の判断での休業となるので休業手当は必要となります。

簡単にまとめると以下になると思います。

会社の休業手当が必要な場合	・休業要請ほか会社の判断での休業指示 ・濃厚接触者で隔離指示がない（接触有りだが濃厚接触者ではない） ・感染拡大地域への往復による休業指示 ・保健所からの隔離指示の日数を超える休業を指示
本人都合の休み	・本人がコロナに感染 ・濃厚接触者で保健所等からの隔離指示 ・感染症法による都道府県知事の実業制限命令

本人都合の休みの場合の給与取り扱いについては、①欠勤として控除②本人の有給休暇申請③コロナによる特別休暇（就業規則への記載がある場合）のいずれかとなります。

逆に、それ以外の場合には、「会社指示＝使用者の責に帰すべき事由」に該当するため、休ませた分については「休業手当」の支払いが必要となるので、「無給」や「本人の有給休暇で処理」ということはできません。

特に、「こんな状況下にGo Toトラベルで感染拡大地域に行ったのは本人の責任だから…」と考えて、戻ってからの自宅待機を命じた分を「無給」とすることはできませんのでご注意ください。

【休業手当についての確認】

労働基準法は最低基準を定めた特別法というもので、「会社が休ませたので“最低60%”は払わなければならない」としていますが、「残り40%を払わなくても問題ない」としているわけではありません。そのため期間が長引けば40%カットが大きな金額となってくるので不満が生じてくると思います。（裁判での請求により40%の支払いが認められるようになると思います）

【有給休暇の使用での確認】

家族が感染した場合や濃厚接触者とされた場合など、リスクを考えて休業してもらうことを検討する際に、①休業手当で支給であれば、60%程度の賃金保障②有給休暇であれば、残日数は減るけど100%保障ということを本人に説明して、選択してもらうということも有り得ると思います。

あくまでも、本人が有給を希望して取得する。ということになるので、会社が本人に有給休暇をとるように命じることはできません。

最後に、感染がなかなか止まらない状況下において、政府主導のキャンペーンなどにより旅行などに出かけることも出てくると思います。

その際に、会社でルールを明確にしておくことが大事ではないかと思っています。

例えば、感染拡大地域に旅行（出張）する場合には、戻ってきてから2週間の隔離期間を設けて自宅待機とするなどです。

その際の給与は休業手当での支給なども決めておくのも必要だと思います。

そうすると、出かけた場合には、その後2週間の自宅待機が先に誰もが理解できるため、職場での勤務調整などを念入りに行っていかなければ、組織、同僚、関係取引先などに負担や迷惑をかけることにもなりかねません。

パートであっても正社員であっても同様に、「仕事をする者」として、「職場のメンバー」として意識をもって望むことが大事だと思います。

おおいたビジネスプラットフォーム事業協同組合

住所：大分市高砂町2-50 OASISひろば21 3F

TEL：097-576-8303

FAX：097-576-8304



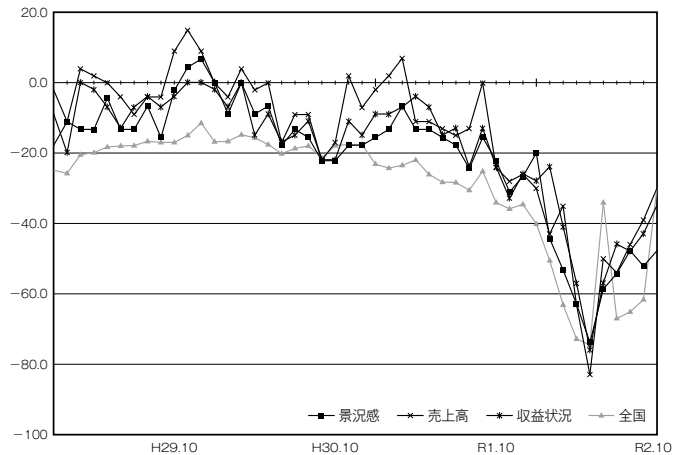
「10月のDIは9指標のうち7指標が前月より改善」

令和2年10月分

【10月の景況】

10月のDIは、前月に比べ、9指標のうち7指標がわずかに好転し、その他の2指標は不変及びわずかに悪化であった。多くの指標は好転しているものの、DI値はいずれも低水準であり、前月と比較してほぼ横ばい状態である。主要3指標（景況、売上高、収益）に関しては、景況感DI値は、△48と前月の△52に対して4ポイント好転、売上高DI値は、△30と前月の△39に対して9ポイント好転、収益DI値は、△35で前月の△43に対して8ポイントの好転であった。

景況感DI値



※DI（ディフュージョン・インデックス）値とは景気の動きを捉えるための指標です。

計算方法 [(増加・好転組合数－減少・悪化組合数)／調査対象組合]×100

		売上高	在庫数量	販売価格	取引条件	収益状況	資金繰り	設備操業度	雇用人数	業界の景況
製造業	食料品	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️
	繊維工業	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️
	木材・木製品	☁️	☀️	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️
	印刷	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️
	窯業・土石製品	☀️	☁️	☀️	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️
	鉄鋼・金属	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️
	一般機器	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️
	輸送機器	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️
	その他	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️
非製造業	卸売業	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️	—	☁️	☁️
	小売業	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️	—	☁️	☁️
	商店街	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️	☁️	—	☁️	☁️
	サービス業	☁️	—	☁️	☁️	☁️	☁️	—	☁️	☁️
	建設業	☁️	—	☁️	☁️	☁️	☁️	—	☁️	☁️
	運輸業	☁️	—	☁️	☁️	☁️	☁️	—	☁️	☁️

好転	☀️	やや好転	☀️	変わらず	☁️	やや悪化	☁️	悪化	☁️
----	----	------	----	------	----	------	----	----	----



津久見鋤業協同組合

代表理事 戸 高 有 基

〒879-2471 津久見市合ノ元町 6 番 7 号

TEL (0972) 82-3120

FAX (0972) 82-4227

**災害時・緊急時の
ライフライン確保に貢献いたします**

大分市管工事協同組合

代表理事 織 戸 和 彦 外 役員一同

協業組合大分管工事センター

代表理事 阿 部 善一郎 外 役員一同

〒870-0906 大分市大州浜 1 丁目 3 番 5 号

TEL (097) 558-6976 FAX (097) 556-1517

E-mail: kankouji@kk-center.or.jp

事業内容

■大分市管工事協同組合

- 組合員の行う官公需の共同受注・資材の共同購買
- 組合員に対する教育情報事業・福利厚生事業
- 組合員のための共同労務管理・金融事業 他

■協業組合大分管工事センター(官公需適格組合)

- 給水管接続工事・下水支管取付に関する業務
- 漏水修理・漏水調査・管路調査業務
- 貯水槽清掃業務・水道メーター検針業務 他

水道工事の事なら

豊富な経験・優れた技術・まかせて安心・安全な管工事協同組合加盟店へ
(組合員89社は全て大分市上下水道局指定工事事業者です)

大分市管工事協同組合加盟店が快適な暮らしをお手伝いします！

☆☆ 水は限りある資源です ムダをなくして節水を ☆☆☆

無邪気に遊べる川づくり 未来に託す浄化槽

大分県水処理事業協同組合

理事長 森 口 孝 行

副理事長 長谷部 哲 二

副理事長 内 山 秀 樹

副理事長 南 浴 康 成

副理事長 鶴 田 敬

副理事長 野見山 浩

大分市水処理事業協同組合

理事長 和 田 幸 男

副理事長 鶴 田 敬

副理事長 牧 真 志

〒870-0906 大分市大州浜 1 丁目 3 番 5 号

TEL (097) 558-8970 FAX (097) 558-8961



あけましておめでとうございます



広告

大分県管工事協同組合連合会

会長 小野 泰男

〒870-0906 大分市大州浜1丁目3番5号
TEL(097)551-1637 FAX(097)556-9681

大分県火災共済協同組合

理事長 高山 泰四郎

〒870-0026 大分市金池町3丁目1番64号
TEL 097-537-7122 FAX 097-537-7945
URL:http://kyosai-oita.or.jp

電気安全・安心をお届けいたします 企業組合大分電気サービス

理事長 矢川 政人

外 組合員一同

〒870-0835 大分市上野丘1丁目6番11号
TEL(097)578-8515 FAX(097)578-8518

協同組合 大分県塗装防水仕上工業会

代表理事 麻生 英治

協同組合 大分県鋼橋塗装工業会

代表理事 佐藤 圭介

〒870-0108 大分市三佐2丁目10番5号
TEL(097)521-5228 FAX(097)521-5087

赤帽 緊急配送で困ったときはご相談ください！

○緊急配送 ○チャーター ○定期便 ○引越しに便利



『急な引越しが決まった』『複数の場所に1日チャーターして配送したい』『経費をかせずに定期便を展開したい』など、配送のことならすべておまかせください！

また赤帽は、多様化するお客様に合わせ、ご利用の日時の指定(数時間から月極)など、ご都合に合わせてご利用いただけます。

赤帽大分県軽自動車運送協同組合
事務所／大分市大字羽屋字花園798-1
TEL／097-546-2030

大分県屋根工事業協同組合

理事長 濱 永章子

〒870-0008 大分市王子西町8番21号
TEL・FAX(097)534-7810

大分県豆腐商工組合

理事長 岡部 豊

〒870-0025 大分市顕徳町2丁目6番7号
(有限会社岡部商店内)
TEL(097)536-4359 FAX(097)534-9536

前津江森林産業事業協同組合

代表理事 綾垣 新市

〒877-0211 日田市前津江町赤石3016番地1
TEL(0973)53-2778

大分県学校給食パン米飯協同組合

理事長 山内 啓嗣

事務局 〒870-0815 大分市南春日町12番5号
(株)豊の国健康ランド内
TEL: 097-573-6752 FAX: 097-573-6753
E-mail: oitaken-pan@ia4.itkeeper.ne.jp



AISHO グループ
株式会社 愛商大分

代表取締役 かば 樺 しま 島 さかえ 榮

〒876-2405 大分県佐伯市蒲江大字丸市尾浦1608
TEL(0972)44-0161 FAX(0972)44-0465
E-mail:aisho-ooita@saiki.tv

大分市水産物仲卸協同組合

代表理事 安東 則弘

〒870-0018 大分市豊海3丁目2番1号
TEL(097)533-3280 FAX(097)533-3279



時代の“おいしさ”を、あなたに。
八鹿酒造株式会社

代表取締役社長 麻生 益直

大分県玖珠郡九重町大字右田3364番地
TEL 0973-76-2888 FAX 0973-76-3071



大分県中小企業団体中央会

会長 戸 高 有 基
副会長 小 野 泰 男
副会長 田 口 芳 信
副会長 安 部 省 祐
副会長 漢 二 美
専務理事 飯 田 聡 一

他 役職員一同

〒870-0026 大分市金池町3丁目1番64号
TEL(097)536-6331 FAX(097)537-2644



国がバックアップする
退職金制度があること、
ご存知ですか

それが、

中小企業退職金共済制度

1. 国の制度だから安心

しかも掛金の一部を国が助成します。

まず、特長はこの3つ

2. 社外積立でラクラク管理

社外積立なので手間がかかりません。

3. 掛金は全額非課税で有利

手数料もかかりません。



さらに

パートタイマーさんや
家族従業員も加入できます。

詳しくは
ホームページで

中退共

検索

*他の退職金・企業年金制度等とのボーナビリティも可能です。

お問合せもお気軽に



(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部

TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211

飲食店・旅館・小売店等の事業者の皆様へ
受動喫煙防止対策融資ファンド

まろっと健康

当組合は、肺がんや脳卒中等のリスクを高めるとされる受動喫煙を防ぐ環境づくりに資する目的で、「受動喫煙防止対策融資ファンド」を取扱開始しました。

各市町と共同開発した「健康定期」でお願いいただいた資金を大分県民の健康寿命延伸に循環させるための「健康寿命日本一おうえん融資ファンド」の取り扱い、各地で開催する「健康セミナー」等を通して、これからも県民の健康づくりのお役に立ちたいと考えております。

健康診査の受診率向上

健康定期



大分県
信用組合

大分県民

非喫煙者が
安心して利用できる環境

受動喫煙防止対策



事業者

受動喫煙防止対策融資ファンド

低利での返済

名称 受動喫煙防止対策融資ファンド
まろっと健康

※名称「まろっと健康」(大分弁)は、「まるっきり健康」の意味です。

取扱開始日 平成30年4月2日(月)

総額 20億円

資金使途 設備資金

- ・受動喫煙防止対策工事等費用
- ・喫煙専用室の屋外等撤去費用
- ・撤去後のスペース活用工事費用等
- ・同対策用設備資金額の借換資金および従業員の健康づくりに資する資金。(従業員向けリフレッシュルーム・トレーニングルームおよびそれに係る器具等)
- ・上記に伴う内装工事費用

融資期間 15年以内 (期間10年超は変動金利)

金利 禁煙 年1.975%

分煙 年2.475%

※認定健康経営事業所は、上記から0.3%優遇。

★最優遇金利 年1.675%

融資限度 5,000万円

担保 1,000万円未満は原則無担保

科目 手形貸付・証書貸付



街へ暮らしへ 気持ちいっぱい

大分県信用組合

(けんしん)



大分を元気にプロジェクト

目指せ!
健康寿命日本一



おおいた

お問い合わせ

最寄りのけんしん、もしくは

0120-017-319

URL <http://www.oita-kenshin.co.jp>

将来の後継者や事業承継（M&A・第三者承継など）について、お悩みはありませんか？

大分県事業引継ぎ支援センター

無料・秘密厳守で対応する公的な支援機関です

経営者の皆さん、後継者は決まっていますか？

後継者がいない場合でも事業の存続を可能にする方法があります。

後継者がいない、事業を継続するか悩んでいる
事業の拡大・新分野の進出を考えている



そんな方は是非、
大分事業引継ぎ支援センターに
ご相談ください。

相談窓口

毎週月～金曜日 8:30～17:15
(年末年始、祝日を除く)

**秘密厳守
相談無料**

ご連絡・お問い合わせ先

大分県事業引継ぎ支援センター

〒870-0026 大分市金池町 3-1-64
大分県中小企業会館 5 階

TEL : 097-585-5010 FAX : 097-585-5011

ホームページ <https://hikitsugi.oita-shokokai.or.jp/>

Eメール oita-hikitsugi@royal.ocn.ne.jp



通常の定期預金より
高めの金利設定
※当金庫内比較



固定金利の半年複利で
効率よく資産運用



ライフスタイルに合わせて
選べる期間1年・2年・3年
※原則として満期日前の解約はできません。

個人のお客さま向けの
定期預金

マイハーベスト

TEL 097-534-4157



人を知る。未来を思う。
商工中金 大分支店
大分市都町(アートホテル大分隣り)

※詳しくは、店頭のチラシまたはホームページをご覧ください。

ご商売も暮らしも応援します!

大分銀行
ビジネスオーナーローン

運転資金
設備資金にも
ご利用OK!

お借入金額	お借入期間
10万円～300万円	6ヶ月～7年
お借入金利	
年5.8%・年9.8%・年13.8%	
※お借入金利は保証会社の審査によって決まります。	

担保・保証人 不要! **お手続きカンタン!**

○お申込にあたっては当行所定の審査がございます。審査結果によってはご希望にそえない場合もございますが、その場合、お断りする理由および内容についてはご回答できませんのでご了承ください。○店頭にお申出いただければ返済額を試算いたします。○本ローンはお一人につき1口のお借入とさせていただきます。○店頭にて説明書をご用意しています。



お申込条件等は店頭・フリーダイヤル・ホームページでご確認ください。

●詳しくは窓口または下記へどうぞ
フリーダイヤル **0120-849-060**
平日9:00～20:00 ※祝日は除く
土日9:00～17:00

感動を、シェアしたい。
大分銀行
(2020年12月1日現在)

収入と支出のバランスを大切に、無理のない返済計画をたてましょう。

大分県中小企業団体中央会団体扱 「オーナーズプラン」のご案内

BESTパートナー
大樹生命

Owner's Plan



- 事業保全資金
- 事業承継・相続
- 就業不能
- 役員の退職慰労金・弔慰金
- 従業員の退職金・弔慰金

限らない繁栄のために…

リスクマネジメントは万全ですか？

※ 一部対象とならない商品・契約がございますので、
詳細は下記までお問い合わせください。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社 <https://www.taiju-life.co.jp/>

大 分 支 社 〒870-0035 大分県大分市中央町2-9-24 大樹生命大分ビル2F TEL：097-532-0195

大分営業部 〒870-0035 大分県大分市中央町2-9-24 大樹生命大分ビル8F TEL：097-532-0196

鶴崎営業部 〒870-0105 大分県大分市西鶴崎1-5-18 TEL：097-521-0691

中津営業部 〒871-0031 大分県中津市中殿町3-31-15 TEL：0979-22-1536

B-2020-5002(2020.4)
使用期限 2021.3.31

再生支援の流れ

**第一次
対 応**
(再生支援窓口)

専任の窓口専門家が常駐しています。
資料拝見の上、経営全般について
ヒヤリングを行います。

事前
予約制
です。

抱える課題の抽出

各種アドバイス

- 経営の改革・改善全般の助言
- 事業再構築
- 金融調整
- 不採算事業等の早期処理

紹 介

- 〈連携支援機関〉
- 商工会議所・商工会等
 - 中小企業基盤整備機構
 - 政府系金融機関

**第二次
対 応**
(個別支援チーム)

再生計画策定支援

弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士、金融機関等で構成される個別支援チームにより再生計画策定を支援します。

フォローアップ

計画策定後のフォローアップ。

支援内容によっては負担が発生する場合があります。

中小企業のみならず
「事業の再生
応援します！」

ご相談は
できるだけお早めに！
ご相談は無料です。
秘密は厳守！

お問い合わせ先

大分県中小企業再生支援協議会

開設時間／月～金 8:30～17:00(祝・祭日を除く)

〒870-0026 大分市金池町3丁目1-64 大分県中小企業会館6F TEL(097) 540-6415

雇用シェア（在籍型出向制度）を活用して、 従業員の雇用を守る企業を無料で支援します

公益財団法人 産業雇用安定センター

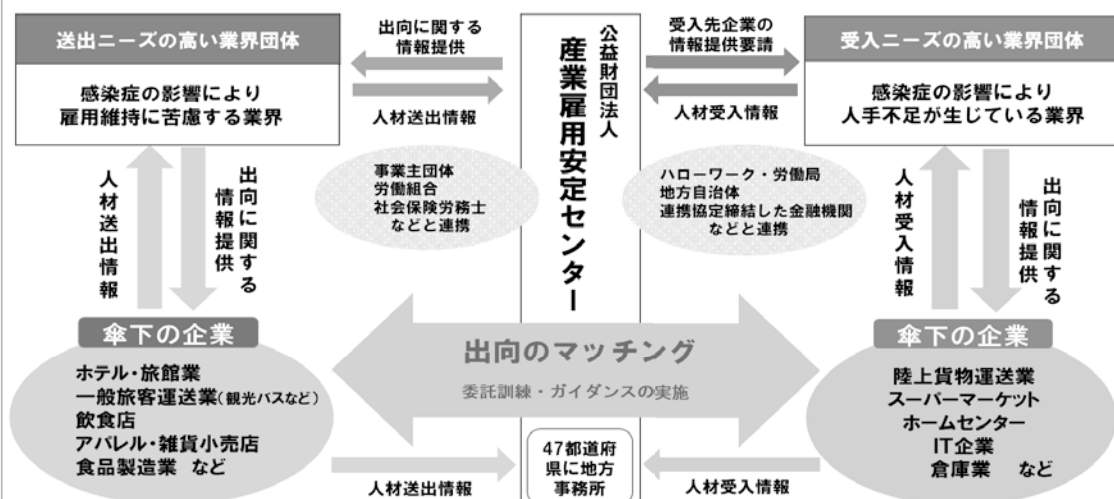
概 要

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に雇用過剰となった企業が従業員の雇用を守るために、人手不足等の企業との間で雇用シェア（在籍型出向）を活用しようとする場合に、双方の企業様に対して出向のマッチングを無料でを行います。（以下の「雇用を守る出向支援プログラム2020」をご参照ください。）

雇用を守る出向支援プログラム2020

～ 雇用シェア（在籍型出向制度）を活用して一時的に休業している労働者の雇用を守ります～

産業雇用安定センターは、新型コロナウイルス感染症の影響等により一時的に雇用過剰となった企業が雇用を守るために、人手不足の企業等との間で雇用シェア（在籍型出向制度）を活用した出向支援を無料でを行います。



お問い合わせ先

(センターHP)

全国47都道府県に当センターの事務所があり、企業様からのご相談を承ります。



産業雇用安定センターとは

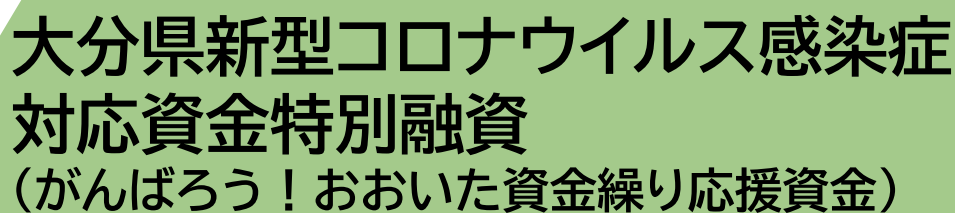
産業雇用安定センターは、企業間の出向や移籍を支援することにより「失業なき労働移動」を実現するため、1987年に国と事業主団体等が協力して設立された公益財団法人です。設立以来、20万件以上の出向・移籍の成立実績があります。



公益財団法人 産業雇用安定センター 大分事務所

〒870-0021大分市府内町3-4-20

☎097-538-0512



【対象者】 新型コロナウイルス感染症の拡大に起因して事業に影響を受けており、セーフティネット保証4号又は5号、若しくは危機関連保証の認定を受けた事業者

保証限度額	4, 0 0 0万円 (第2次補正予算により限度額引上げ)	保 証 期 間	1 0年以内 (うち、据置5年以内)
返 済 方 法	原則として毎月均等分割返済（保証期間が1年以内の場合は一括返済も可能）		
資 金 使 途	設備・運転・運転設備資金 ※既存保証付融資の借換は次の場合に限り可能です。 ・本制度以外の保証付融資を借換える場合 ・本制度のうち責任共有対象の保証付融資を責任共有対象外で借換える場合 ・本制度のうち経営者保証を行っている保証付融資を経営者保証免除で借換える場合		
貸付利率等	年1. 3% 次の方は3年間に限り国から利子補給が有ります。 手続きは取扱金融機関でご確認ください。 ○小規模個人事業者：売上5%以上減少 →補助100% ○上　記　以　外　：売上15%以上減少→補助100%		
保証料率等	年0. 85% ※経営者保証免除時は年1. 05% 次の方は国から全部又は一部保証料補助が有ります。 ただし、期間延長等による追加保証料が生じた場合は自己負担となります。 ○小規模個人事業者：売上5%以上減少 →補助100% ○上　記　以　外　：売上減少5%以上15%未満→補助 50% ：売上減少15%以上 →補助100%		
保 証 人	原則として代表者以外は不要 ※次の①及び②を満たす場合は経営者保証を不要（経営者保証免除対応）とすることが出来ます。（保証料が0. 2%上乗せとなります） ①直近の決算書が資産超過 ②法人と個人の資産・経理が明確に区分かつ資金のやりとりが社会通念上適切な範囲を超えていない		
担 保	無担保（既設定の根抵当権を除きます）		
取 扱 金 融 機 関	大分銀行、豊和銀行、大分信用金庫、大分みらい信用金庫、日田信用金庫、大分県信用組合、商工中金、みずほ銀行、伊予銀行、福岡銀行、筑邦銀行、肥後銀行、宮崎銀行、西日本シティ銀行、北九州銀行、愛媛銀行、宮崎太陽銀行、朝銀西信用組合、横浜幸銀信用組合		
取 扱 期 間	令和2年5月1日から令和2年12月31日（保証申込受付） ※融資実行は令和3年1月31日まで		
そ の 他	据置期間1年超の場合は、据置している間に金融機関のモニタリングが必要		

【相談先】

保証一課：097-532-8246（大分市・由布市（旧湯布院町を除く）・豊後大野市・竹田市）

保証二課：097-532-8247（上記以外の地区）



大分県信用保証協会